

# 入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）及び本件調達に係る入札公告において定めるもののほか、入札に参加しようとする者（以下「入札参加資格者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 入札に付する事項

別記中1のとおり

## 2 入札に参加する者に必要な資格

公告2のとおり

## 3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書(案)、会計規則及び契約に関して学校長が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記中3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札書を持参又は書留郵送等にて提出しなければならない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札及び開札の日時・場所は、別記中2のとおり
- (5) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、学校長があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
  - ア 件名
  - イ 入札金額
  - ウ 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。)及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)
  - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (6) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (7) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかななければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- (9) 入札書は、封入のうえ提出すること。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等におい

て求められた義務を履行するために必要とする関係書類をあわせて提出しなければならない。

- (12) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (13) 入札金額は、1枚単価を見積もるものとする。入札書に記載された金額（小数点以下第2位まで記入）をもって落札価格とするので、入札参加資格者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、別添契約書(案)等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (14) 入札公告等により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争に参加するものに必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (15) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うことができる。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (16) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(15)の立会職員以外の者は入室することができない。
- (17) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場できない。
- (18) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することができない。
- (19) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
  - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者。
- (20) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (21) 予定価格の制限内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積りに移行するものとする。

#### 4 入札保証金

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札(契約)保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札(契約)保証金について」を参照）
- (2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。
- (3) 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

## 5 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の入札書
- (2) 件名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書(入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。)
- (5) 件名等に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (9) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (10) その他、入札に関する条件に違反した入札書

## 6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札書にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これを代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に告知するものとする。
- (5) 落札者が指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

## 7 契約保証金

- (1) 契約保証金は、契約金額の 10 分の 1 以上の額とする。ただし、「入札(契約)保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。(別添「入札(契約)保証金について」を参照)
- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

## 8 契約書の作成

- (1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結(以下「電子契約」という。)が可能である。
- (2) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札要求事項提出期限(別記中 5 に掲げる日時)までに電子メール([matsh-ad@esnet.ed.jp](mailto:matsh-ad@esnet.ed.jp))にて「電子契約

- 同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- (3) 入札を執行し契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を作成するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 9 契約条項

別添契約書(案)のとおり

## 10 令和5・6・7年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格の審査に関する事項等

当該資格の審査に関する事項の照会先及び当該資格審査申請書の提出先

照会先及び提出先	申請者の住所
愛媛県出納局会計課 〒790-8570 松山市一番町4-4-2 電話番号 089-912-2156	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町 県外
東予地方局 総務企画部総務県民課総務係 〒793-8516 西条市喜多川796-1 電話番号 0897-56-1300 (内205)	新居浜市、西条市、四国中央市
東予地方局今治支局 総務県民室総務県民・防災対策グループ 〒794-8502 今治市旭町1-4-9 電話番号 0898-23-2500 (内201)	今治市、上島町
南予地方局 総務企画部総務県民課総務係 〒798-8511 宇和島市天神町7-1 電話番号 0895-22-5211 (内205)	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町
南予地方局八幡浜支局 総務県民室総務県民グループ 〒796-0048 八幡浜市北浜1-3-37 電話番号 0894-22-4111 (内210)	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町

## 11 その他必要な事項

入札参加資格者又はその代理人が、本件の入札及び契約手続きに関して要した費用については、すべて当該入札参加資格者又はその代理人が負担するものとする。

## 別記

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名

愛媛県立松山南高等学校乾式電子複写機複写サービス（単価契約）

#### (2) 単価契約の内容等

乾式電子複写機（モノクロ）2台に係る複写サービスの単価契約

なお、入札金額には複写機を常時正常な状態で稼働させるための保守料金及び複写機に必要なすべての消耗品等（コピー用紙を除く）の費用を含むものとする。

#### (3) 契約期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

#### (4) 設置場所

①愛媛県立松山南高等学校 事務室（松山市末広町11-1）

②愛媛県立松山南高等学校砥部分校 事務室（伊予郡砥部町岩谷口7）

#### (5) 予定数量

①愛媛県立松山南高等学校 事務室 12,737枚/月

②愛媛県立松山南高等学校砥部分校 事務室 11,703枚/月

#### (6) 入札方法

入札金額は1枚当たりの単価（消費税及び地方消費税を含まず、小数点以下第2位までの額）

#### (7) その他

上記予定数量は、過去の実績から平均を算出した見込値であり、契約期間の複写枚数を保証するものではなく、契約締結後に複写枚数が当該数量を下回った場合も、単価の変更を求める理由とはできないものとする。

### 2 入札及び開札

#### (1) 入札書の提出期間及び提出場所

期間 令和8年3月11日（水）午前8時15分から令和8年3月13日（金）午後3時59分まで

場所 松山市末広町11-1

愛媛県立松山南高等学校 事務室

#### (2) 開札の日時及び場所

日時 令和8年3月13日（金）午後4時

場所 愛媛県立松山南高等学校 小会議室

### 3 入札等に係る照会先

(1) 所属 愛媛県立松山南高等学校 事務課

(2) 所在地 〒790-8506 松山市末広町11-1

(3) 電話 089-941-5431

### 4 本書等に係る質問及び回答

#### (1) 受付期間

令和8年2月24日（火）から令和8年2月27日（金）の執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時15分から午後4時45分までをいう。）

- (2) 受付方法  
質問票を持参、郵送、電子メール(matsh-ad@esnet.ed.jp)等で(3)まで提出すること。電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。
- (3) 提出先  
愛媛県立松山南高等学校 事務室  
〒790-8506 松山市末広町11-1
- (4) 質問への回答  
受付期間中に受け付けたものについて、質問者が特定されないようにして、令和8年3月2日(月)までに愛媛県立松山南高等学校ホームページに掲載して行う。

## 5 入札関係書類について

- (1) 提出書類
  - ア 入札参加資格確認申請書
  - イ 代理店(販売店)証明書
  - ウ 保守体制に関する報告書
  - エ 仕様確認書
  - 【入札(契約)保証金の免除を希望する場合】
  - オ 入札(契約)保証金免除申請書
- (2) 提出場所  
上記3に掲げる場所へ持参又は郵送(期日必着)により提出すること。
- (3) 提出期限  
令和8年3月4日(水)午後4時45分
- (4) 入札参加の可否等の通知  
提出された書類の内容を確認し、入札参加の可否について、令和8年3月10日(火)までに提出者に対してファックス等により連絡通知する。